

頁	行又は項目	原文	改訂	摘要
2-48	第1編共通編 第1章総則 1-3-1 適用	11. 足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」によるものとする。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	11. 足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月)」によるものとする。 なお、手すり先行工法の採用にあたっては、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	○表現の変更